

市役所への相談は可能ですが、対応には限界があります。まずは所有者への直接依頼が基本です。

私有地からの雑草による被害(害虫の発生、アレルギー、不法投棄など)がある場合、市役所に相談することで一定の対応が期待できます。ただし、市役所が直接草刈りを行うことは原則できません。以下のような流れで対応するのが一般的です。

市役所に相談する前にすべきこと

- **所有者が分かっている場合**: まずは直接、雑草の除去を依頼するのが基本です。
- **所有者が不明な場合**: 市役所が登記情報などをもとに所有者を調査し、文書での指導やお願いを行うことがあります。

市役所の対応範囲

- **文書による指導・勧告**: 環境美化や防犯の観点から、雑草の除去を所有者に求める文書を送付することがあります。
- **草刈りの代行は不可**: 法律上、市役所が私有地に立ち入って除草作業をすることはできません。
- **空き地・空き家の場合**: 所有者が不在で連絡が取れない場合でも、強制的な除草は困難です。必要に応じて法的手段(法テラスなど)を検討することもあります。